

令和 8 年度第 5 回

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会 会議報告

開催日時 令和 8 年 6 月 1 日（月） 午後 4 時 00 分より

○開催場所 寝屋川市役所議会棟 4 階 第一委員会室

○所要時間 16：00～17：15

○出席者（委員） 15 名中 12 名出席

尾崎（委員長）・亀井（副委員長）・川邊、九條・浅田
國村・法元・岡・坂本・佐々・山本

（事務局）柴田中央図書館副係長・西岡・塩川（3 名）

（傍聴者） 1 名

○案件

1. 第 4 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）について
2. その他（今後のスケジュールについて）

○資料

次第

1. 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則
2. 策定委員会 委員名簿
3. 第 4 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）
4. 令和 7 年度の取組、令和 8 年度のスケジュール（案）

案件 1 第 4 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（骨子）

1 委員長・副委員長の選出について

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、委員の互選により委員長及び副委員長 1 人を選出。

委員会からの推薦・意見なく、事務局から委員長・副委員長の提案に対し出席委員からの異議がないため、次の 2 名が選出された。

委員長：大阪市史編纂所長・尾崎 ^{おざき} 安啓委員

副委員長：NPO 法人 子どもと本をつなぐ会—おおきくなあれ—

理事長・亀井美千代委員

なお、本委員会では、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則第 6 条第 1 項により、委員長が議長となることとされており、この後の進行については、尾崎議長に一任する。

2 第 4 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）について

（事務局からの説明）

資料 4 は、これまでの策定委員会の経過です。

時間の関係上、各策定委員会での会議内容につきましては、各自でご確認をお願いします。

資料 3 は、第 4 次計画の素案です。内容について説明します。第 4 次計画は 2 章立てで、第 1 章に第 3 次計画の取り組み及び検証、第 2 章に今回の第 4 次計画の内容を記載しています。

第 1 章の構成を説明します。

2 ページからは、第 3 次計画期間中の各取組のうち、それぞれの主な取組内容とその検証について記載しています。

2 ～ 3 ページ：家庭・地域における取組①幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センター等における推進

4 ～ 6 ページ：家庭・地域における取組②図書館における推進

7 ～ 8 ページ：幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校

等における取組①幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター等

9～10 ページ：幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における取組②学校

11～12 ページ：障害のある子どもや外国人の子ども等への取組

次に第2章の構成を説明します。

第2章は、新たに策定する第4次計画の内容です。(13 ページ～)

まず、1 子どもの読書環境を取り巻く状況としましては、国・大阪府の計画の概要等を記載しています。

次に、2 目的としましては、読書習慣の定着を目的とした読書活動に、「多読」の要素を加えることによって、読書習慣を身に付けながら、「文章の意味を正確に理解する力」「言語化する力」を育むこととしています。

なお、多読について、ジャンルを問わず数多くの本を読むこと・数多くの本に触れることと定義を整理しています。

次に、3 方針としましては、2点ございまして、

1点目として、乳幼児期から発達段階に応じて、読書の楽しさを知ることができるきっかけをつくり、生涯にわたる読書習慣を身に付けます。としています。

また、2点目として、小学校入学時から目標冊数を意識した多読を推進することにより、語彙力・読解力を高め、論理的思考力の向上を図ります。としています。

次に、4 計画における読書の位置づけとしましては、読書概念を広く捉え、子どもが、発達段階や生活の場の状況に応じて、自分自身に合った読書活動ができるよう、次の2点を含めて「読書」を位置づけることとしています。

1点目として、紙媒体に限らず、電子媒体の本（絵本・物語・ノンフィクション・図鑑・事典・新聞・雑誌）を読むこと。

2点目として、1冊すべてではなく、一部分でも読むこと、調べるために使うこと。としております。

次に、5 計画期間としましては、令和8年度から令和12年度までの5年間

とし、6 計画の対象としましては、おおむね 18 歳以下の子どもとその保護者等としています。

次に、取組内容について、説明いたします。

16 ページからは、各取組についての意義等を記載したリード文に続いてそれぞれの取組を記載していますが、取組のうち新規・拡充を説明します。

(1) 就学前の時期における取組

- ・ 幼稚園・保育所園・認定こども園の施設における具体的な取組
- ・ 図書館・行政における具体的な取組

(2) 小学校・中学校の時期における取組

- ・ 学校における具体的な取組
- ・ ・ 図書館・行政における具体的な取組

(3) 支援が必要な子どもへの取組

(4) 高校生の時期における取組

最後に、23 ページ、読書目標についてです。

1 目標冊数の設定としましては、寝屋川教育では、今年度から「考える力」の基盤となる「ことばの力」を育成するため、**ディベート**・**スピーチ**・**読書**と『読書』を推進しており、目標冊数を設定することにより、モチベーション・達成感を高めながら読書活動を推進していくため、目標冊数を設定するものです。目標冊数については、記載のとおりです。

2 多読の対象としましては、物語や小説、絵本等といった読み物だけでなく、科学、社会、歴史、生活などのディベート学習等に必要な主題に関する知識系の図書も含めるものです。

読み物による読書と、同じ主題について、複数の本を読み比べる主題多読を通して、知識と理解を深めていくものです。

最後に、目標冊数の把握については、読書通帳やアンケート等により、児童生徒の読書状況を把握することを考えています。

説明は、以上です。

(各委員からの意見)

・資料 4

- ・これから人材の力が必要と考えるため、学校図書館司書の充実を記載できないか。

資料 3 (20 ページ)

- ・留守家庭児童会での読み聞かせについての記載は評価できる
- ・学校図書館司書の人事に関わることの記載がない。また、図書館職員、学校教員等、子どもに関わる人への啓発の具体的な内容はどのようなものか。

⇒学校図書館司書の各校に 1 人配置が理想ではあるが、教員やボランティア等を活用してチームでどのように取り組んでいくかを考えることも大事なこと。それぞれの部署の人間が全体で理解して取り組んでいくことを述べており、これから 5 年間の取り組みについて詳細を記載することは難しい。

資料 3 (19 ページ)

学校司書センターの役割はどういうものか

⇒語句説明に記載予定

資料 3 (23 ページ)

- ・㊦読書目標 (1) 目標冊数の設定についてどのようにとらえるか

→本嫌いが増える懸念がある。目標設定をどのようにすすめるかが肝要ではないか

- ・どのように学校へおろす予定か

→図書館は社会教育施設であるため、「読書の楽しさを知ることができるきっかけづくり」(P.15 ㊢方針)が要点と考える。

目標は大人にとってのものか、子どもにとってのもの、どちらか。

〇〇学校は達成、△△学校は未達成と評価されうる

→この計画は子どもを対象としており、先生への強制のための目標ではない。

最終的にたくさん触れて、素敵な本に出合っしてほしいと考える。

冊数の数え方について。調べ学習に必要な部分を見て、問題解決できた場合、1 件を扱うこととなるが、1 冊とカウントするか否か。

→一部を読めば 1 冊とカウントして良いのではないかと (P.15㊦)

→ 1 件でも 1 冊とカウントして良い。ディベートでネット検索の根拠として出典まで本に当たることはありうる。

→ 1 冊読むことが大事ではないか。

→ 子どもたちのモチベーション（誰のためのものかを考えるとわかりよい）

⇒ 1 冊とカウントするか否かの正解はない。多く本に触れるという意味では良い。

資料 3（19～20 ページ）

⑦取組 具体的な取組〔図書館・行政〕

- ・「新規」を多く上げている理由は何か

→ これまで取り組んでいるものの形を変えてやっていくことで、意識的に取り組めると考える

- ・ 学校図書館の蔵書情報のデータベース化の予定や方向性はどのような

→ 図書館システム入れ替えの際に見直す（将来的に図書館と学校のデータの共有等）

- ・ 各校への毎月定期的な配送（学校配送事業「100 冊ぐるぐる」）は誰が従事しているか。学校図書館配送事業（タブレット予約）があれば、学校図書館司書は選書不要か。

→ 学校配送事業「100 冊ぐるぐる」は図書館で行っている。学校図書館配送事業（タブレット予約）は、中央図書館から学校を経由して児童・生徒へ届けており、学校図書館司書の補助はない。

語句説明（30～31 ページ）

- ・ いつまでに完成させるのか

→ 第 3 次計画と重複するものはすぐに対応し、パブリックコメントの手続きを進めていく。

第 4 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）について

- ・ 加筆修正の必要がある箇所はないか

- ・ 学校では「障がい」の表記を採用している

→市は「障害福祉課」等の漢字表起を採用しているため、漢字で統一する。

第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）については、原案（一部修正含む）のとおり決定する。

3 その他（事務局説明）

案件2、その他として、今後のスケジュール等について、連絡いたします。
資料4の裏面をご覧ください。

本日、第5回策定委員会のあと、6月10日に開催予定の教育委員会の議決を経て、7月1日から7月31日まで、パブリックコメントを予定しています。

その後、8月下旬頃に第6回策定委員会を開催予定です。

次回の策定委員会では、計画の内容ではなく、今後の進め方等について意見の交換予定です。

その後、9月の教育委員会定例会で最終決定いたしまして、10月からの施行を予定しております。